

2014年10月8日

避難者に対する自治体の支援策及び住宅問題等に関する調査

「原発事故子ども・被災者支援法」推進自治体議員連盟
福島原発震災情報連絡センター

編集・文責：中山均(新潟市議会議員)

1. 自治体の避難者支援策

○調査結果の概要と考察

- ・添付資料で見られるように、各自治体の独自の支援策は、情報提供や交流といった一般的なものから、避難事由を問わず各種手数料や福祉・育児などのサービスの減免など、それぞれ事業内容の有無や内容、対象はさまざまである。
- ・また、国の補助事業で避難者を臨時雇用していた事業への補助が打ち切られ、その後についても自治体によって独自の継続か打ち切りか、対応が分かれている。
- ・上下水道の減免は東京都で取り組まれている。なお、東京都外の自治体で取り組まれている例は、調べる限り少ない。
- ・独自支援策を継続する固有の財源はないこともあり、今年度いっぱい打ち切られる事業がある。また、事業の継続の是非を検討している自治体などもある。
- ・避難先の自治体の姿勢によって、避難者の生活の条件が左右されることは問題と言える。自治体の独自施策が避難者のニーズにそれなりに向き合った結果だとすれば、こうした現況を包括的に把握し、そこから課題を見出し、必要な施策を国が責任を持って取り組む必要がある。

2. 避難者の住宅問題について

○調査結果の概要と考察

- ・公営住宅については、一般民間アパートの借上げと同様の運用で提供している(つまり、部屋の使用料を都道府県⇒福島県⇒国に請求)場合と、自治体独自の提供の場合がある(添付資料参照)。
- ・また、この資料では触れていないが、雇用促進住宅などは厚労省管轄の施策で同住宅の目的外使用としての無償提供となっている。
- ・したがって、入居の外的形態は同様でも、異なる制度で運用されていることに留意する必要がある。関係機関のいくつかは借上げ制度の延長期間と同期する方針を示してはい

るものの、これまでも借上げの対象者や期間の点で自治体によって対応が異なったことを見ると、注意が必要。

- ・実際、無償提供が関係機関や自治体の判断によって打ち切られている場合がある。打ち切られた場合、借上げの新規受付は終了しているため、他の支援を受ける選択肢がなく、大きな負担を強いられる。

○住み替え問題について

- ・避難して3年も経過し、子どもたちの成長や家族構成の変化に伴い、それに応じて別のアパート等に移る必要性も出る可能性があるが、住み替えは原則認められていない(福島県外から県内への借上げ住宅の住み替えについては認めている)。

- ・災害救助法のみなし仮設の延長であることが理由だが、原発事故自体が「想定外」なので、既存の法制度の想定を超える運用や新たな制度が必要。

○今後の「公営住宅への入居の円滑化」方針について

- ・復興庁・国交省は避難者の公営住宅への入居の円滑化を打ち出している。しかし需給バランスの実態把握も行なわれていない。

- ・当該自治体の一般市民の入居希望者(特に高齢者や障がい者、低所得層)のニーズとの軋轢を生じる可能性も否定できない。すでに、自治体の避難者支援策について市民の側から糾弾される例も生じていると聞く。

- ・われわれの調査では、都市部の公営住宅の募集競争率は概ね平均数十倍で、場合によっては100倍以上のところもあり、「避難者枠」を設けても限界がある。稀に応募のない住宅もあるが、交通の便や必要な要件などの問題がある。今後、「提供可能戸数」が示されたとしても、統計上の数値と実情は大きく乖離していることに注意しておく必要がある。

- ・「公営住宅への入居円滑化」は借上げ制度の代替とはならない。国交省等は「借り上げの代替ではなくあくまで選択肢を広げる」と弁明しているが、借り上げが継続していれば有償の公営住宅へ移転する必要性は低いと思われ、この方針がどのような位置づけで検討されているかも疑問と言わざるを得ない。

3. 自治体から見た支援策の課題について

- ・自治体から出ている意見等としては「長期化に向けた予算措置」「避難者の動向の把握が困難」「住宅借上げ制度の複数年延長」「自治体による公営住宅の提供では問題や限界がある」などがある。国はこれらの意見にも耳を傾けるべき。

この資料に関する問い合わせ(添付参考資料も含め):中山均 nakayama@jca.apc.org

東日本大震災における避難者等に対する自治体の支援策及び住宅問題等に関する調査

江東区調査(2014.7)に修正・追加等加えた

自治体名	1. 避難者数		2. 自治体独自で避難者向けの支援策を実施の有無 (ただし、右項「緊急雇用創出・事業」廃止に伴う自治体単独事業としての継続以外のもの)				3. 緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金の避難者対応分廃止に伴う対応 (避難者に直接関わるものに限定)		4. 区営・市営住宅等への避難者の入居数		5. 避難者への住宅支援についての意見	6. 避難者支援に関わる課題等
	人数	基準日	事業名	概要	予算規模	対象	昨年までこの補助金を用いて行っていた事業のうち、避難者対象のもの	26年度の対応	戸数と人数	求償制度の有無		
東京都	7741	26.7	避難者の孤立化防止事業	各地域の社会福祉協議会等が中心となり、区市町村や自治会、民生委員等と連携しながら実施する、戸別訪問、サロン活動等の取組に対して支援(経費の補助)を行っている	※26年度予算は、約1億3,100万円	被災地から避難してきている避難者(特に高齢者・障害者等の要援護者)	震災等緊急雇用対応事業概要)東日本大震災等の影響による失業者(被災求職者若しくは平成23年3月11日以降に離職した失業者)を都及び区市町村の臨時職員等として雇用し、一時的な雇用・就業機会を創出した	事業廃止	3042人	有	なし	なし
			水道・下水道料金減免	水道・下水道料金の一部を減免している	25年度実績:水道料金:約5200万円 下水道料金:約1700万円	東京都内に避難し居住している方及び避難者の方が同居している世帯						
千代田区	85	26.7					なし					
中央区	74	26.3					なし				自治体による公営住宅の提供では問題や限界があると考える。	
港区	80	26.7		「3」項参照			東日本大震災避難者・被災者の非常勤職員雇用平成23年5月～平成24年4月までは臨時職員として雇用し、平成24年5月から非常勤職員として雇用している。	区単独事業として継続し、今年度末をもって終了の予定。				
新宿区	346	26.7					なし					
文京区	79	26.7					事業はあったが避難者雇用無し	なし	1戸4名 ※特定優良賃貸住宅型区民住宅	適用せず、自治体で負担している		
台東区	41	26.7					事業はあったが避難者雇用無し	なし				避難者の転入・転出についての実態把握が難しい。
墨田区	52	26.6	安全・安心まちづくり	避難者向けに開催されている各種イベント等案内チラシの送付	15千円	東日本大震災における避難者(避難地域住民、り災・被災証明書を有する避難者等のみ)	事業はあったが避難者雇用無し	なし				
江東区	1230	26.6		「3」項参照			緊急雇用対策として失業中の区民を対象に、就労活動中の生活を支援するため、区の短期臨時職員として雇用している。平成23年度より、区内に避難している東日本大震災の被災者を対象に追加。	区単独事業として継続実施。				江東区への避難者のうち、8割以上を受け入れた国家公務員宿舎東雲住宅は、高層(36階建)の都市型マンションで、セキュリティ・プライバシーが確保されているため、入居者へのアプローチや実態把握が困難である。
			こころの相談	専門医による個別相談	合わせて26年度予算892千円	深刻なメンタルの問題をかかえる方(避難元地域・避難事由等は問わず)						
			定期訪問	保健師・看護師による定期訪問		単身者や高齢者等ハイリスク者(避難元地域・避難事由等は問わず)						

自治体名	1. 避難者数		2. 自治体独自で避難者向けの支援策を実施の有無 (ただし、右項「緊急雇用創出・事業」廃止に伴う自治体単独事業としての継続以外のもの)				3. 緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金の避難者対応分廃止に伴う対応 (避難者に直接関わるものに限定)		4. 区営・市営住宅等への避難者の入居数		5. 避難者への住宅支援についての意見	6. 避難者支援に関わる課題等
	人数	基準日	事業名	概要	予算規模	対象	昨年までこの補助金を用いて行っていた事業のうち、避難者対象のもの	26年度の対応	戸数と人数	求償制度の有無		
品川区	110	26.7	区民住宅等の提供	東日本大震災、それに伴う津波等により被災された者ならびに、福島第一原子力発電所および同第二発電所の事故に伴う避難指示等が出された地域に居住していた者を区民住宅等に受け入れる。	36,126千円	①東日本大震災、それに伴う津波等により住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住宅がない者であって、自らの資力で住宅を得ることができない者。住宅が半壊又は一部損壊し、余震等による倒壊の危険性があり、これまでの住宅に引き続き居住することが困難な者。 ②原子力災害対策特別措置法第15条第3項に基づく退避または屋内待機指示が出されている地域に住んでいた者。	なし	なし	12戸 27名	有		
			被災者雇用助成事業 (被災者を雇用した区内中小事業者への助成金交付)	国の支給する被災者雇用開発助成金の決定を受けた区内中小事業者に対して、2分の1を上乗せして支給。	4,800千円	国の支給する被災者雇用開発助成金の決定を受けた区内中小事業者。						
目黒区	38	26.7					なし		5戸 9人 区民住宅・従前居住者用住宅	有		
大田区	221	26.5	大田区被災地支援ボランティア調整センターの運営業務委託	避難者向け情報提供、月1回交流サロン、戸別訪問事業 (本委託費の中で、その他、宮城県東松島市へのボランティア派遣も実施)	3,330千円	区内避難者(避難元地域・事由問わず)	なし		22戸 65名	有	住宅借上げ制度の複数年延長が必要と考える。	交流サロンのお知らせを郵送した場合は、区内不在の場合も転出先に転送される。避難者は住民票を異動しないことが多く、転送期間を経過して初めて、転出を知ることが多いのが現状である。正確かつ迅速に避難者の居住情報を掴みにくいという課題がある。
世田谷区	273	26.6	避難者への支援情報提供 避難者交流会	協力団体等からの支援情報を避難者宅へ郵送 避難者同士の交流	40千円 なし	情報提供書面提出者応急仮設住宅入居者(避難元地域・事由問わず)	なし		9戸 20名	有		
渋谷区	38	26.7					なし					
中野区	391	26.7	原則自己負担なしで区民と同様のサービスを提供			(不明)	平成23年度に避難者を対象に区の臨時職員として8人を採用	なし				避難者の定義が確立されていないため、避難者の認定は自己申告によっている。また、避難されている世帯には様々な事情があり、居住実態も含め状況把握が困難である。
杉並区	149	26.5					なし					
豊島区	181	26.7	としま地域交流のつどい	公益社団法人全日本司厨士協会の申し出により、避難者が一堂に会する食事を実施(豊島区社協との共催)	なし	豊島区内の避難者(避難元地域・事由問わず)	平成23年度1事業で避難者1名を雇用、平成24年度3事業で避難者3名の雇用実績がある。平成25年度は避難者の雇用実績はない。特に、避難者の雇用を目的とした委託事業、直接実施事業は実施していない。	なし	35戸	有	自治体による公営住宅の提供では問題や限界があると考ええる。	
			被災者健診	40歳未満は生活習慣病予防健診・女性のための骨太健診枠で実施。40歳以上は生保健診枠で実施。	なし	健康診断の機会のない方(避難元地域・事由問わず)						
北区	85	26.6					なし		2戸、2人	有		
荒川区	133	26.4					なし					

自治体名	1. 避難者数		2. 自治体独自で避難者向けの支援策を実施の有無 (ただし、右項「緊急雇用創出・事業」廃止に伴う自治体単独事業としての継続以外のもの)				3. 緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金の避難者対応分廃止に伴う対応 (避難者に直接関わるものに限定)		4. 区営・市営住宅等への避難者の入居数		5. 避難者への住宅支援についての意見	6. 避難者支援に関わる課題等
	人数	基準日	事業名	概要	予算規模	対象	昨年までこの補助金を用いて行っていた事業のうち、避難者対象のもの	26年度の対応	戸数と人数	求償制度の有無		
板橋区	288	26.7	避難者向け行政情報等の提供	避難者に行政情報等を郵送する	37千円	区内居住の避難者世帯(避難元地域・事由問わず)	なし		29戸、114名	有		
練馬区	361	26.7	練馬区避難者登録制度	避難された方を対象とした各種イベントの情報等の提供や区報の送付	なし	東日本大震災を受けて区内へ避難されている方、または避難をお考えの方(避難元地域・事由問わず)	避難者を含めた震災以降の失業者を対象に緊急雇用対策事業を活用した。	一部の事業は、区単独事業として継続して実施している。				
			国補助事業廃止後の市単継続	「3」項参照								
足立区	389	26.6	避難者孤立支援対策	避難者の現状把握のため戸別訪問を実施し、支援が必要な対象者を該当所管へつなげる。	なし	26年度は、社会福祉協議会の支援記録名簿記載者を除いた避難者(25年度は全避難者)(避難元地域・事由問わず)	なし					
			行政の諸手続き案内の配布	避難者に庁内各課相談窓口を案内	なし	上記戸別訪問対象者及び転入者で該当する者(避難元地域・事由問わず)						
葛飾区	180	26.7					24年度は避難者の雇用を含めた14事業実施。25年度はなし。	なし				
江戸川区	522	26.5	東日本大震災避難者生活支援費	孤立防止を目的とした生活支援・情報提供	26年度予算789(千円)	区内避難者(避難元地域・事由問わず)	なし					都営住宅の入居期限延長の要望が多い。
八王子市	281	26.7		各種検診・乳幼児予防接種の自己負担・証明書類手数料・障がい者福祉サービス自己負担・幼稚園・保育園の料金・施設利用等の免除、児童扶養手当支給、生活保護費支給	(不明)	市への転入の有無を問わない。各事業ごとに対象者を設定。	なし					
				一定の要件で医療費免除、介護保険料・介護保険利用料減免、国民年金保険料減免	(不明)	原発事故による転入。事業によって対象者設定						
立川市	140	26.7	東日本大震災避難者相談・生活支援事業	相談窓口設置、市営駐車場・駐輪場、コミュニティバスの無料利用、有料ごみ免除、障害者へのタクシー・ガソリン券の支給、自転車の貸与等)	なし	避難者(避難元地域・事由問わず)	震災等緊急雇用対応事業として、被災地からの避難者数名を市の臨時職員として雇用した。	事業廃止	2世帯4名	有	自治体による公営住宅の提供では問題や限界があると考ええる。	
武蔵野市	134	26.7	「むさしの避難者サポートニュース」発行	情報ツールとしてサポートニュースを送付	なし	避難者(避難元地域・事由問わず) 現在66世帯	なし			(参考:市内緑町都営住宅に34世帯75人)(避難者の約半数)		【以下聞き取り】:①庁内の関心が弱まっている。②サポートニュースが避難者に役立っているか不明。③防災課として避難者と直接つながっていない。等が課題。登録者137人のうち、武蔵野市に住民票を移した人は30世帯64人。それ以外に対する独自の登録制度をいつまで継続すべきかが課題
			避難者登録制度	市独自の避難者登録を設け、住民登録の有無に関わらず、市民に準じたサービスを提供	なし	避難者(避難元地域・事由問わず)						
三鷹市	86	26.7					平成25年度は無し 平成24年度は複数の事業で「被災者雇用」として採用	なし				
青梅市	41	25.8					なし					

自治体名	1. 避難者数		2. 自治体独自で避難者向けの支援策を実施の有無 (ただし、右項「緊急雇用創出」事業」廃止に伴う自治体単独事業としての継続以外のもの)				3. 緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金の避難者対応分廃止に伴う対応 (避難者に直接関わるものに限定)		4. 区営・市営住宅等への避難者の入居数		5. 避難者への住宅支援についての意見	6. 避難者支援に関わる課題等	
	人数	基準日	事業名	概要	予算規模	対象	昨年までこの補助金を用いて行っていた事業のうち、避難者対象のもの	26年度の対応	戸数と人数	求償制度の有無			
府中市	104	26.7						事業はあったが避難者雇用無し	なし			・住宅借上げ制度の複数年延長が必要と考える。(高齢者住宅) ・自治体による公営住宅の提供では問題や限界があるとする。	特にないが、避難者のニーズについては、避難元自治体及び東京都において調査し、把握しているところなので、本市が担うべき役割が明確になった場合には、支援事業を検討する。
昭島市	85	26.7	くじらサポートカード発行	コミュニティバスの無料利用や公共施設の使用料免除等のサービス	なし	市内避難者(避難元地域・事由問わず)		なし					
調布市	1	26.7	廃棄物処理手数料の減免	指定収集袋の交付(ごみ袋)	65千円	居住継続困難により調布市内に居住することになった避難世帯(避難地域住民、り災・被災証明書を有する避難者等のみ)		なし		適用せず、自治体で負担している平成23年3月12日付け2011年東北地方太平洋沖地震に伴う公営住宅等への入居の取扱いの国交省通知、記書き1(4)等により免除	自治体による公営住宅の提供では問題や限界があるとする。	現在、市営住宅への一時入居という形で、避難者への支援を継続して行っておりますが、以前居住していた避難元の家屋が倒壊し、戻って居住することができない一方で、入居者が高齢であるため、新たな場所への転居には、経済的、身体的、あるいは精神的な負担が大きいと考えられ、一時的な市営住宅への入居という状況から改善することが難しいと考えている。	
			市営住宅の被災者受入れ	1戸について、平成23年6月1日から現在まで入居 ※新規募集は行っておりません。		東日本大震災により居住継続が困難になった世帯又は福島第一及び第二原子力発電所の周辺において、国から避難指示等が出された地域の世帯(避難地域住民、り災・被災証明書を有する避難者等のみ)							
町田市	368	26.7	下水道使用料の減免	対象世帯の下水道使用料の基本料金を減免しています。	予算は計上していませんが、決算ベースで約80万です。	東日本大震災による避難者の方で、市内に避難し居住されている方及び避難者の方が同居している世帯(避難地域住民、り災・被災証明書を有する避難者等のみ)	事業はあり、一時避難者在新籍	事業継続しているが避難者雇用無し					
			建築確認等業務	申請手数料の減免	なし	被災者(避難地域住民、り災・被災証明書を有する避難者等のみ)							
小金井市	49	26.6	現況確認	市内避難者に対し、現況の確認(電話がけ)を実施	なし	市内避難者	事業はあったが避難者雇用無し	なし					
小平市	65	26.7			なし		事業はあったが避難者雇用無し	なし			自治体による公営住宅の提供では問題や限界があるとする。	避難が長期化しており、避難者の動向が把握しづらい。	
日野市	110	26.7					緊急雇用対策として失業中の市民を対象に、就労活動中の生活を支援するため、市の短期臨時職員として雇用。平成24年度より、市内に避難している被災者を対象に追加。	事業廃止					

自治体名	1. 避難者数		2. 自治体独自で避難者向けの支援策を実施の有無 (ただし、右項「緊急雇用創出・事業」廃止に伴う自治体単独事業としての継続以外のもの)				3. 緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金の避難者対応分廃止に伴う対応 (避難者に直接関わるものに限定)		4. 区営・市営住宅等への避難者の入居数		5. 避難者への住宅支援についての意見	6. 避難者支援に関わる課題等
	人数	基準日	事業名	概要	予算規模	対象	昨年までこの補助金を用いて行っていた事業のうち、避難者対象のもの	26年度の対応	戸数と人数	求償制度の有無		
東村山市	59	26.8					事業はあったが避難者雇用無し	なし				
国分寺市	62	26.8	トイレットペーパー・有料ごみ袋・リサイクル家具の無償提供	トイレットペーパー・有料ごみ袋・リサイクル家具の無償提供	なし	被災者・自主避難者(避難元地域・事由問わず)	なし					
			コミュニティバス無料バス・入浴券・理美容券の支給、他各種サービス	コミュニティバス無料バス・入浴券・理美容券の支給	なし	被災者・自主避難者(避難元地域・事由問わず)						
			国民健康保険・介護保険・減免	国民健康保険・後期高齢者医療の減免 国民年金保険料免除等(学生納付特例・若年者納付猶予制度) 介護保険料減免 震災緊急保証の認定		警戒区域等からの避難者で転入された方						
国立市	42	26.6	交流会「語(かたる)」	被災されている方の交流会	なし	被災者全員(近隣市に避難されている方も含む)	なし				住宅借上げ制度の複数年延長が必要と考える。	借上げ制度と復興(被災地の災害住宅入居及び被災住居の改修)との時差により、無住居状態に陥ることが懸念されている。
			定期訪問	担当者による定期訪問及び連絡・通知他	26年度 2,141千円	被災者全員(国立市内に避難されている方)						
福生市	104	26.3	「ふっさ げんきサポートカード」の発行	避難者の利便性の向上各窓口で円滑に各種支援サービス(使用料・手数料免除及び市内公共施設の利用など)の提供	なし	全国避難者情報システム登録者	なし			有		避難者の心情や現状を考慮すると支援期間についての設定が難しく避難者支援カードである「ふっさげんきサポートカード」についても例年継続して実施してきてはいるが、縮小や廃止についての時期については検討すべき課題である。
狛江市	24	26.7	ごみ袋・粗大ごみの無料化	有料ごみ袋・粗大ごみの処理費を無料としている	なし	全国避難者情報システム登録者(避難元地域・事由問わず)	なし					
			下水道料金減免	15m3/月、30m3/2ヶ月まで無料		(不明)						
東大和市	64	26.7	「ふれあいやまと交換便」の発送	3ヶ月に1回程度、避難者向けイベント等の案内及び市への要望や意見等聴取を行う。	32千円 (平成26年度)	市に届出のあった市内避難者	なし					
			「ふれあいやまとカード」の配布	市内循環バスの無料利用、住民票の請求手数料無料などのサービス	なし	市に届出のあった市内避難者						
清瀬市	86	26.7	市営住宅支援	避難者へ市営住宅を提供	なし	避難者(避難地域住民、リ災・被災証明書を有する避難者等のみ)	なし		3世帯10名	有	自治体による公営住宅の提供では問題や限界があると考ええる。	避難者の全員帰還までには長期的な問題であるため、予算措置及び事業の簡略化が必要である。
東久留米市	79	26.4	情報案内等	東京都との連絡調整、避難者向けの情報案内・送付、相談			2事業実施したが避難者の雇用は無し					
武蔵村山市	42	26.1	武蔵村山ふれあいバスの発行	市内循環バスの無料利用や対象施設で買い物時に割引等のサービスが受けられる。(今年度いっぱい)	なし	市に届け出のあった被災者						

自治体名	1. 避難者数		2. 自治体独自で避難者向けの支援策を実施の有無 (ただし、右項「緊急雇用創出・事業」廃止に伴う自治体単独事業としての継続以外のもの)				3. 緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金の避難者対応分廃止に伴う対応 (避難者に直接関わるものに限定)	4. 区営・市営住宅等への避難者の入居数		5. 避難者への住宅支援についての意見	6. 避難者支援に関わる課題等
	人数	基準日	事業名	概要	予算規模	対象	昨年までこの補助金を用いて行っていた事業のうち、避難者対象のもの	26年度の対応	戸数と人数		
多摩市	87	26.7	さくらカードの発行	カードを利用することにより、有料ごみ袋の無償配布、保育料等の免除、体育施設の無料利用、図書館の利用カード発行等のサービス	なし	市内避難者(避難元地域・事由問わず)	平成24、25年度に2事業で避難者を雇用した。 ・多摩第二小学校4階教室対応給食配膳員雇用 ・広報業務補助	・多摩第二小学校4階教室対応給食配膳員雇用 →市単独予算で継続 ・広報業務補助 →雇用廃止			
			国補助事業廃止後の市単継続	「3」項参照							
稲城市	60	26.7	犬の登録・狂犬病予防注射	鑑札及び予防注射済票の交付手数料の免除	なし	市内避難者(避難元地域・事由問わず)	被災者のみを対象とした専務的非常勤職員を雇用する。(庁内の印刷業務全般、窓口対応業務等)	事業廃止			
			成人健診	がん検診等の減免							
			住民票の写し等	証明書の手数料免除							
羽村市	36	26.6	はむらサポートカードの発行	カードを利用することにより、公共施設の無料利用、市営住宅への入居、図書館の利用カード発行等のサービスが受けられる。	なし	市内被災者・避難者(避難元地域・事由問わず)	平成24年度、公共施設及び学校施設における特別清掃作業の直接事業において被災者を1名雇用し、事業に従事頂いた。	事業廃止	一世帯4人	有	
あきる野市	33	26.6	グリーンハートカードの発行	東日本大震災により、あきる野市内に避難されている方を支援するため「グリーンハートカード」を発行し、公共施設の使用料が無料になるなどのサービス	なし	市内避難者(避難元地域・事由問わず)	工事関連資料整理事業及び屋外体育施設維持管理事業の2事業で被災者を雇用した。	なし			
西東京市	175	26.7	実施していない				なし				

【注】

・上下水道料金減免は東京都がおこなっているが、上水道は23区と一部を除き全てが運営。下水道は23区を都が運営、23区以外を各自治体が運営。都の運営する以外の上下水道の避難者減免措置についても、都の補助により減免の上、各自治体で上乗せ対応している場合もあるとのこと。

・東京都の避難者のうち、東京都が提供する応急仮設民間住宅入居数は713名

【保養プロジェクトを実施または支援している自治体と事業内容】

- ・世田谷区 「ふくしまっ子リフレッシュin世田谷」福島県在住の親子を世田谷区へ招待し外遊び。宿泊場所として区の施設を提供
- ・立川市 「福島と立川の子どもの会」福島県在住の親子を対象、2泊3日のバス旅行(立川の花火大会、昭和記念公園プール他)、立川競輪場選手宿泊棟を無料利用
- ・武蔵野市 有志の保養プロジェクトに対し、市立自然の家を提供する、という形で、間接的に支援している。
- ・町田市 「福島の親子・町田の森あそびツアー」福島県在住の子ども対象。おたまじゃくし取り、キャンプファイアー、お菓子作り、ヨガ、整体など。大地沢青少年センター(公共宿泊施設)の使用料免除
- ・小平市 「夏の清里で遊ぼう」(市保有宿泊施設宿泊費用免除-2011.2012)「福島と小平の子どもの会」(2013.市内ホームステイ、市後援)「ふくしまキッズプロジェクト」(2014.市内ホームステイ、市後援)